平成３０年（フ）第１３４３号
大阪府四條畷市南野５丁目６番５号　エスポワール　ミナミノ202
債務者　北井　康介
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７号
静岡市葵区内牧147番地の４
債務者　今村まゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１３号
静岡市葵区春日２丁目１番40号　ウイング春日Ｉ棟101
債務者　杉山　博美
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６９号
神奈川県海老名市門沢橋４丁目17番32―201号
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３号
長崎県松浦市調川町下免1003番地７、従前の住所千葉県銚子市愛宕町3099番地の５
債務者　北川　広一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午後２時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第２１１号
東京都西東京市柳沢２丁目16番18―208号
債務者　青柳　優子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２６９号
東京都八王子市千人町２丁目16番６号エステート岡野215号
債務者　市川　玲子（旧姓眞田）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７０号
北海道旭川市東光12条４丁目３番31―2810号
市住第３東光団地2810号
債務者　舟根　忠男
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０８号
栃木県宇都宮市岩曽町1511番地４　アーバンハイツ105
債務者　坪井　　唯（旧姓金岡）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２０号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目996番地９、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1964番地159　ＴＯＴマンション302
債務者　児玉　光生
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２１号
栃木県宇都宮市菊水町３番13号、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目996番地９
債務者　渡辺　啓子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２５９号
大阪府守口市東光町１丁目１番２号　セントラル東光　103号室
債務者　植田　典男
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０５号
栃木県宇都宮市双葉２丁目11番37号　沢村荘２階201号室、前住所栃木県宇都宮市元今泉７丁目19番７号　ジョリーレジデンス翔Ａ202
債務者　湯口　重治
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２３号
栃木県宇都宮市操町６番１号　操町ハイツ501
債務者　谷田部俊男
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4746番地11
債務者　髙橋　愛佳
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係